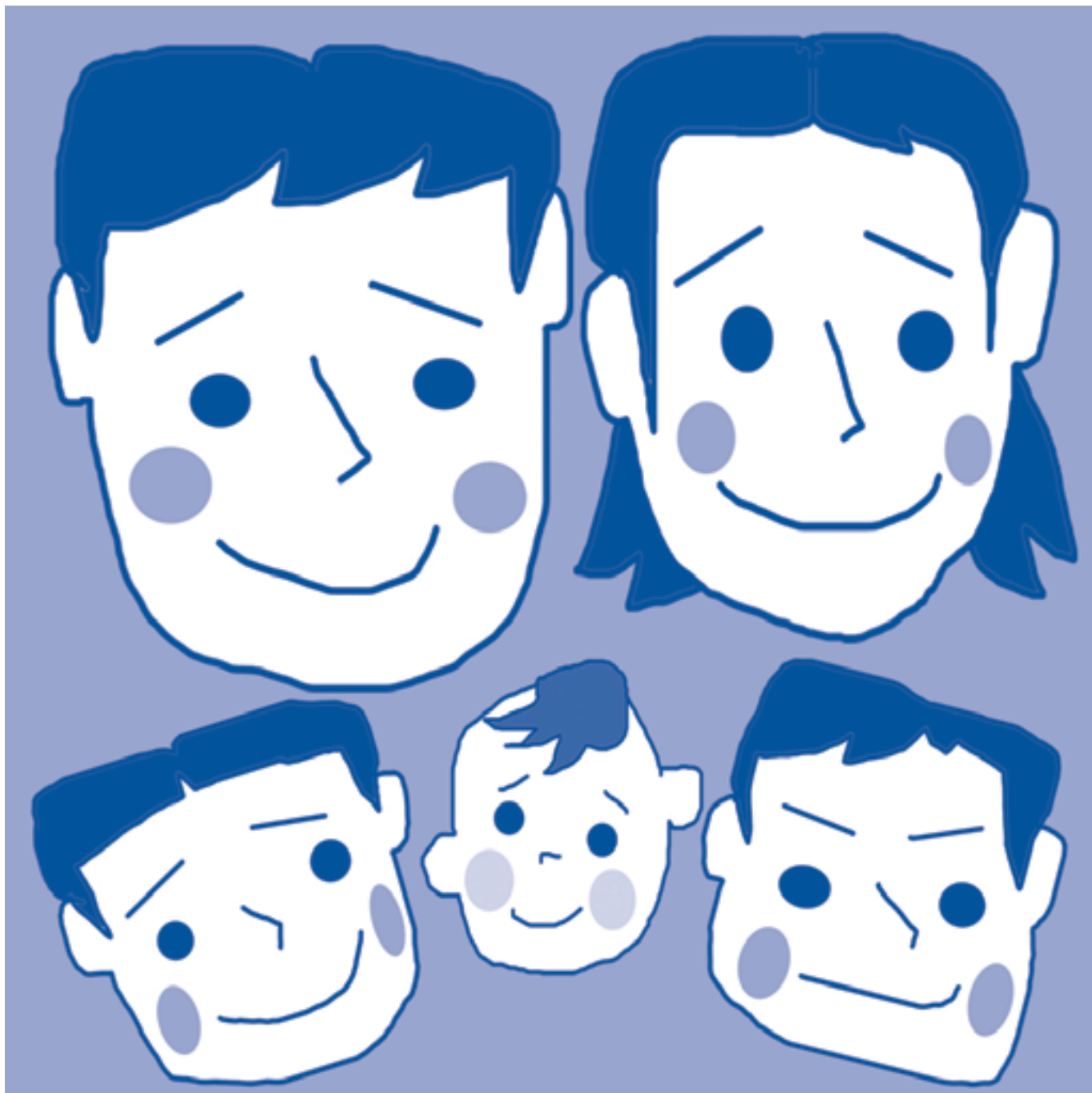


あなたとあなたのご家族にとって
大切な制度のご案内です
必ず内容をご確認ください

あ・ん・し・ん



ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

※あ・ん・し・んについてはP15・16をご覧ください。

申込締切日 | **2025年2月17日(月)**

責任開始期
(加入日) | **2025年5月1日(木)**

【契約者】 高知県学校生活協同組合

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

商品の名称

あ・ん・し・ん

年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乘せして保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP27をご確認ください。

掲載ページ

はじめに

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(あ・ん・し・ん)

あ・ん・し・ん

医療保障保険

P.31

医療支援プラス

就業不能サポート

重病克服支援制度

P.33

短期入院サポート

ライフガード

ビッグライフ

P.37

ワイドライフ

あ・ん・し・ん 保険年齢71歳以降の掛金

あ・ん・し・ん 既加入者専用コース

ご注意ください

P.41



病気・ケガへの備え

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注☆}

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



病気・ケガへの備え

医療支援プラス

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方(継続は25歳6カ月までの方)^{注☆}

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



就業不能への備え

就業不能サポート

特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]



重い病気への備え

重病克服支援制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

注☆は5ページをご確認ください。



重い病気
への備え



三大疾病・
介護等への
備え



ケガ・日常生
活上のリスク
への備え



休職
への備え

商品の名称

短期入院サポート

基本コース(生命保険)
代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

付加コース(損害保険)
医療保険【損害保険】

親介護はP6をご確認ください。

商品の特長

＜基本コース(生命保険)＞

- 病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。

＜付加コース(損害保険)＞

- 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。
- 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

ご加入いただける方

本 人

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

配偶者

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

こども

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)
※短期入院サポート＜基本コース(生命保険)＞への加入が必要です。

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え80歳6カ月までの方^{注●}

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

17歳6カ月を超え80歳6カ月までの方^{注●}

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]

ライフガード

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

ビッグライフ

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]

注●は5ページをご確認ください。

掲載
ページ

P.49

P.50

P.55

P.57

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(あ・ん・し・ん)

あ・ん・し・ん

医療保障保険

医療支援プラス

就業不能サポート

重病克服支援制度

短期入院サポート

ライフガード

ビッグライフ

ワイドライフ

あ・ん・し・ん 保険年齢71歳以降の掛金

あ・ん・し・ん 既加入者専用コース

ご注意いただきたいこと



長期休職
への備え

商品の名称

ワイドライフ

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険
【損害保険】

商品の特長

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 短期入院サポート<付加コース(損害保険)>のみのご加入はできません。短期入院サポート<基本コース(生命保険)>と同額にてご加入ください。
- 親介護(短期入院サポート<付加コース(損害保険)>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の短期入院サポート<付加コース(損害保険)>とセットで、配偶者の親は配偶者の短期入院サポート<付加コース(損害保険)>とセットでご加入ください。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご加入いただける方

本 人

現職の県費生協組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方

※あ・ん・し・んへの加入が必要です。

配偶者

(ご加入いただけません)

こども

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]

短期入院サポート<付加コース(損害保険)>

本人・配偶者の親

親介護

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、25歳6カ月を超え85歳6カ月までの方

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当する必要があります。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10

※あ・ん・し・んは、P.27加入資格をご覧ください。

はじめに

掲載
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.59

あ・ん・し・ん

医療保障保険

医療支援プラス

就業不能サポート

重病克服支援制度

短期入院サポート

ライフガード

ビッグライフ

ワイドライフ

あ・ん・し・ん 保険年齢71歳以降の掛金

あ・ん・し・ん 既加入者専用コース

ご注意いただきたいこと

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではライフガード・医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート〈基本コース(生命保険)〉・短期入院サポート〈付加コース(損害保険)〉・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフについて記載しております。

あ・ん・し・んについてはP.15・16をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保障保険	P.31	医療支援プラス	P.33	就業不能サポート	P.37
重病克服支援制度	P.41	短期入院サポート〈基本コース(生命保険)〉	P.49	短期入院サポート〈付加コース(損害保険)〉	P.50
ライフガード	P.55	ビッグライフ	P.57	ワイドライフ	P.59

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)
- ボーナス払保険料は7月、12月の給与にそれぞれ上乗せして控除します。(初回は7月分から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

医療保障保険

就業不能サポート

医療保障保険・就業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[医療保障保険] [医療支援プラス] [就業不能サポート] [短期入院サポート〈基本コース(生命保険)〉] [重病克服支援制度]

明治安田生命保険相互会社

[ライフガード] [ワイドライフ]

明治安田損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

[短期入院サポート〈付加コース(損害保険)〉] [ビッグライフ]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではライフガード・医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート〈基本コース(生命保険)〉・短期入院サポート〈付加コース(損害保険)〉・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフについて記載しております。

あ・ん・し・んについてはP.15・16をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

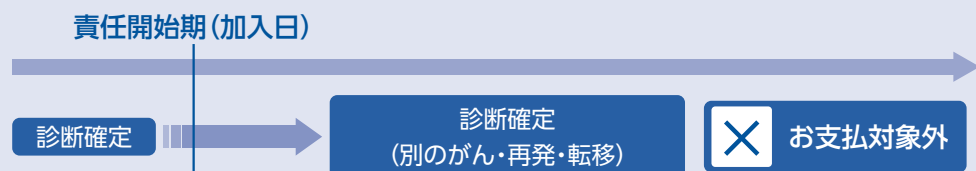


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.74

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.90

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート〈基本コース(生命保険)〉・短期入院サポート〈付加コース(損害保険)〉・重病克服支援制度・ワイドライフ】
STEP1・2へお進みください。

【ビッグライフ】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【ライフガード】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・本人・配偶者の親

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 医療支援プラス 就業不能サポート 短期入院サポート<基本コース(生命保険)> 短期入院サポート<付加コース(損害保険)>	ビッグライフ ワイドライフ
---	---	------------------

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
- 重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

親介護

現在までの健康状態

- 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート<基本コース(生命保険)>・重病克服支援制度の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<短期入院サポート<基本コース(生命保険)>・重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

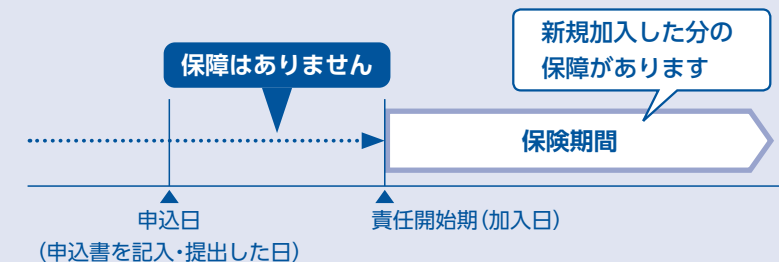
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

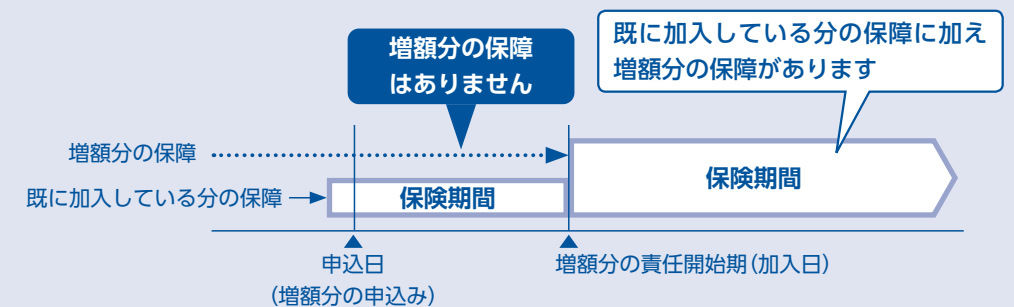
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート<基本コース(生命保険)>・重病克服支援制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.93**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.12**

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

あ・ん・し・ん(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
あ・ん・し・ん	P27	P27	P18	P27

③ 配当金

あ・ん・し・んは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

あ・ん・し・んは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

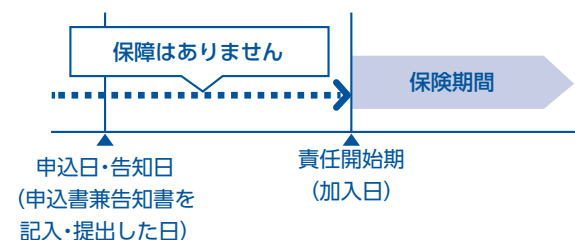
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

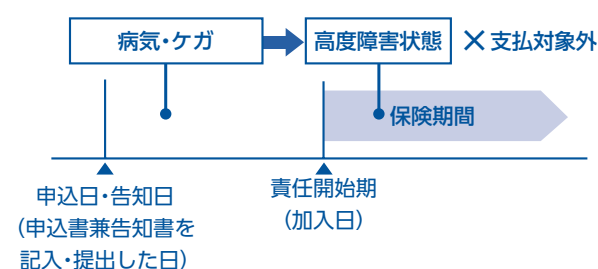


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

あ・ん・し・ん **P28**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部四国公法人営業推進部
ご照会窓口 087-821-6811
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

制度の特長

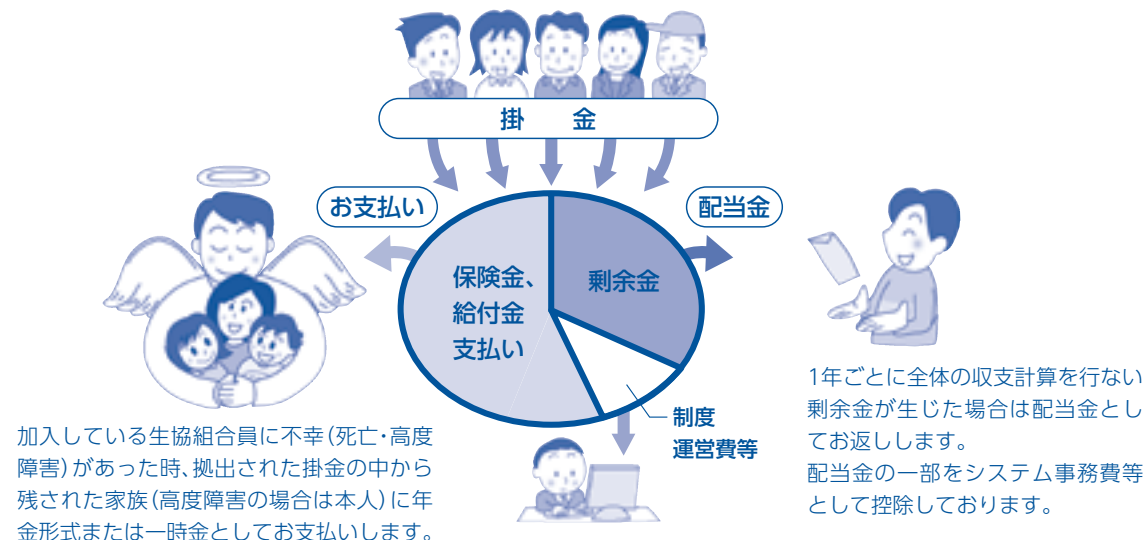
- Point 1** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。
その時の必要性に応じて、一時金でのお受取り、あるいは公的遺族年金の補完として年金形式によるお受取りのいずれかを選択いただくことができます。
- Point 2** お手頃な掛金で大きな保障
団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなると掛金がお手頃になります。
- Point 3** 1年ごとにコースの見直し可能
生活設計に合わせて毎年変更ができます。
- Point 4** 配当金の還付
1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じれば配当金の還付があります。(「あ・ん・し・ん」制度運営のしくみについてをご覧ください。)配当金の一部をシステム事務費等として控除しております。
- Point 5** 医師による診査は不要
医師による診査は不要で、簡単な告知のみでご加入いただけます。
- Point 6** 退職後も継続可能
退職時点のご加入内容と同額以下で継続可能です。

※「あ・ん・し・ん」は積立年金ではありません。死亡・高度障害時に保険金を年金形式(もしくは一時金)で受け取ることができる制度です。

制度運営のしくみについて

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金が還付されますので、実質的な負担は軽減されます。

加入している生協組合員がお互いに掛金を拠出して1つの基金を構成します。



意向確認 ご加入前 ご確認

あ・ん・し・んは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

退職後の取扱いについて

本人が満80歳6ヵ月まで退職後の継続加入ができます。ただし、生協組合員資格がある方に限ります。

配偶者についても本人とセットで満80歳6ヵ月までご加入いただけます。

保険年齢71～80歳の掛金は、P61～62をご確認ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【本人】：月払コース(D～V)は保険年齢が66歳および71歳になる更新日(2025年5月1日)より、死亡・高度障害保険金は自動的に減額され、いずれのコースも66歳で400万円、71歳で200万円となります(Xコース以外)。

【配偶者】：【本人】の保険年齢が66歳となり死亡・高度障害保険金が400万円となった場合、【配偶者】の保険年齢は【本人】の保険金額以下(400万円コース)へ自動的に減額となります。同様に【本人】の保険年齢が71歳となり死亡・高度障害保険金が200万円となった場合、【配偶者】の保険年齢は【本人】の保険金額以下(100万円コース)へ自動的に減額となります。

〈月払コース〉

本 人														
申込 コース	年齢 【保険年齢】 【生年月日】	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による				
		一時金で 受取られる場合	年金形式で受取られる場合							死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上 の入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】	
			一時金 (死亡・ 高度障害 保険金)	年金 受取 期間	年金 月額 給付	ボ－ナス 給付	年金 受取 総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
								月額部分	ボ－ナス 部分					合計
		(万円)	(年)	(約 万円)	(約 万円)	(約 万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)	
D	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	3,400	25	12.6	-	3,782	3,400	-	3,400	1,000	1,000	100～700	15,000	
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800	
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900	
E	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	2,800	20	12.6	-	3,040	2,800	-	2,800	840	840	84～588	12,600	
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800	
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900	

〈月払コース〉

本人													
申込 コース	年齢 【保険年齢】 【生年月日】	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による			
		一時金で 受取られる場合 (万円)	年金形式で受取られる場合							死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】 (万円)	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】 (万円)	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
			年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
							月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)	合計 (万円)				
C	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	2,480	25	9.1	-	2,759	2,480	-	2,480	744	744	74～520	11,160
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900
G	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	2,130	15	12.5	-	2,258	2,130	-	2,130	639	639	63～447	9,585
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900
O	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	1,790	25	6.6	-	1,991	1,790	-	1,790	537	537	53～375	8,055
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900
L	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	1,510	15	8.8	-	1,601	1,510	-	1,510	453	453	45～317	6,795
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900
Q	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	1,020	10	8.7	-	1,055	1,020	-	1,020	306	306	30～214	4,590
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800
	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900
V	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	530	7	6.4	-	540	530	-	530	159	159	15～111	2,385
	66～70歳 (1954.11.2 ～1959.11.1)	400	-	-	-	-	-	-	-	120	120	12～ 84	1,800

〈月払コース〉

本人														
申込 コース	年齢 【保険年齢】 【生年月日】	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による				
		一時金で 受取られる場合	年金形式で受取られる場合							死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)	
			一時金 (死亡・ 高度障害 保険金) (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
								月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)					合計 (万円)
V	71～80歳 (1944.11.2 ～1954.11.1)	200	-	-	-	-	-	-	-	60	60	6～ 42	900	
X	18～70歳 (1954.11.2 ～2007.11.1)	150	-	-	-	-	-	-	-	45	45	4～ 31	675	

今回更新時に保険年齢66歳になる方で〈月払＋ボーナス払併用コース〉に加入の場合は(死亡・高度障害保険金額)400万円への変更手続きが必要となります。所定の申込書にて〈月払コース(D～Vコース)〉への変更の手続きをお願いします。
本人はXコース(死亡・高度障害保険金額150万円)への変更も可能です。

〈月払＋ボーナス払併用コース〉

本人														
申込 コース	年齢 【保険年齢】 【生年月日】	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による				
		一時金で 受取られる場合	年金形式で受取られる場合							死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)	
			一時金 (死亡・ 高度障害 保険金) (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
								月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)					合計 (万円)
D1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	3,997	25	12.6	13.2	4,446	3,400	597	3,997	1,000	1,000	100～700	15,000	
E1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	3,993	20	12.6	32.3	4,335	2,800	1,193	3,993	840	840	84～588	12,600	
C1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	3,951	25	9.1	32.7	4,395	2,480	1,471	3,951	744	744	74～520	11,160	
G1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	3,323	15	12.5	42.1	3,523	2,130	1,193	3,323	639	639	63～447	9,585	
O1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	2,701	25	6.6	20.2	3,004	1,790	911	2,701	537	537	53～375	8,055	
L1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	1,963	15	8.8	16.0	2,081	1,510	453	1,963	453	453	45～317	6,795	
Q1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	1,628	10	8.7	31.4	1,684	1,020	608	1,628	306	306	30～214	4,590	
V1	18～65歳 (1959.11.2 ～2007.11.1)	834	7	6.4	22.1	850	530	304	834	159	159	15～111	2,385	

配偶者					
申込金額 (万円)	一般の死亡・ 高度障害	不慮の事故による			
	【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】
		(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)
800	800	240	240	24～168	3,600
400	400	120	120	12～ 84	1,800
100	100	30	30	3～ 21	450

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払掛金相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

こども					
申込金額 (万円)	一般の死亡・ 高度障害	不慮の事故による			
	【死亡・高度 障害保険金】 (万円)	死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】
		(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)
400	400	120	120	12～84	1,800
100	100	30	30	3～21	450

掛金

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

申込 コース		性別	掛金（円）								
			年齢【保険年齢】（生年月日）								
			18～35歳 (1989.11.2～2007.11.1)		36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)		41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)		46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)		
			月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	
本人	D	男性	4,830	-	5,714	-	7,176	-	9,590	-	
		女性	3,674	-	5,068	-	5,850	-	7,618	-	
	E	男性	4,020	-	4,748	-	5,952	-	7,940	-	
		女性	3,068	-	4,216	-	4,860	-	6,316	-	
	C	男性	3,572	-	4,217	-	5,283	-	7,044	-	
		女性	2,729	-	3,746	-	4,316	-	5,606	-	
	G	男性	3,083	-	3,636	-	4,552	-	6,065	-	
		女性	2,358	-	3,232	-	3,722	-	4,829	-	
	O	男性	2,607	-	3,072	-	3,842	-	5,113	-	
		女性	1,998	-	2,732	-	3,144	-	4,074	-	
	L	男性	2,215	-	2,607	-	3,256	-	4,329	-	
		女性	1,701	-	2,320	-	2,668	-	3,453	-	
	Q	男性	1,528	-	1,793	-	2,232	-	2,956	-	
		女性	1,181	-	1,599	-	1,834	-	2,364	-	
	V	男性	843	-	980	-	1,208	-	1,585	-	
		女性	662	-	880	-	1,002	-	1,277	-	
	X	男性	261	-	300	-	364	-	471	-	
		女性	210	-	271	-	306	-	384	-	
	〈月払＋ボーナス払併用コース〉	D1	男性	4,830	3,439	5,714	4,376	7,176	5,934	9,590	8,501
			女性	3,674	2,209	5,068	3,689	5,850	4,525	7,618	6,406
E1		男性	4,020	6,872	4,748	8,745	5,952	11,858	7,940	16,988	
		女性	3,068	4,414	4,216	7,373	4,860	9,043	6,316	12,801	
C1		男性	3,572	8,473	4,217	10,782	5,283	14,622	7,044	20,947	
		女性	2,729	5,443	3,746	9,091	4,316	11,150	5,606	15,784	
G1		男性	3,083	6,872	3,636	8,745	4,552	11,858	6,065	16,988	
		女性	2,358	4,414	3,232	7,373	3,722	9,043	4,829	12,801	
O1		男性	2,607	5,247	3,072	6,678	3,842	9,055	5,113	12,973	
		女性	1,998	3,371	2,732	5,630	3,144	6,905	4,074	9,775	
L1		男性	2,215	2,609	2,607	3,320	3,256	4,503	4,329	6,451	
		女性	1,701	1,676	2,320	2,800	2,668	3,434	3,453	4,861	
Q1		男性	1,528	3,502	1,793	4,457	2,232	6,044	2,956	8,658	
		女性	1,181	2,250	1,599	3,757	1,834	4,609	2,364	6,524	
V1		男性	843	1,751	980	2,228	1,208	3,022	1,585	4,329	
		女性	662	1,125	880	1,879	1,002	2,304	1,277	3,262	
800万円	男性	1,120	-	1,328	-	1,672	-	2,240	-		
	女性	848	-	1,176	-	1,360	-	1,776	-		
400万円	男性	560	-	664	-	836	-	1,120	-		
	女性	424	-	588	-	680	-	888	-		
100万円	男性	140	-	166	-	209	-	280	-		
	女性	106	-	147	-	170	-	222	-		
400万円		一律 460円									
100万円		一律 115円									

- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金を支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 記載の本人掛金には月払（Xコースは50円、その他コースは100円）の制度運営費が含まれています。

今回更新時に保険年齢66歳になる方で〈月払＋ボーナス払併用コース〉に加入の場合は（死亡・高度障害保険金額）400万円への変更手続きが必要となります。所定の申込書にて〈月払コース（D～Vコース）〉への変更の手続きをお願いします。本人はXコース（死亡・高度障害保険金額150万円）への変更も可能です。

掛金（円）							
年齢【保険年齢】（生年月日）							
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)		56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)		61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)		66～70歳 (1954.11.2～1959.11.1)	
月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
13,228	-	18,396	-	27,304	-	4,764	-
9,726	-	11,902	-	15,268	-	2,448	-
10,936	-	15,192	-	22,528	-	4,764	-
8,052	-	9,844	-	12,616	-	2,448	-
9,698	-	13,467	-	19,965	-	4,764	-
7,143	-	8,730	-	11,186	-	2,448	-
8,344	-	11,581	-	17,162	-	4,764	-
6,150	-	7,513	-	9,622	-	2,448	-
7,028	-	9,749	-	14,438	-	4,764	-
5,184	-	6,330	-	8,102	-	2,448	-
5,944	-	8,239	-	12,196	-	4,764	-
4,389	-	5,355	-	6,850	-	2,448	-
4,047	-	5,598	-	8,270	-	4,764	-
2,997	-	3,650	-	4,659	-	2,448	-
2,152	-	2,957	-	4,346	-	4,764	-
1,606	-	1,945	-	2,470	-	2,448	-
631	-	859	-	1,252	-	1,800	-
477	-	573	-	721	-	931	-
13,228	12,376	18,396	17,874	27,304	27,349	39,714	40,554
9,726	8,645	11,902	10,961	15,268	14,543	20,028	19,611
10,936	24,731	15,192	35,718	22,528	54,651	32,748	81,040
8,052	17,275	9,844	21,903	12,616	29,061	16,536	39,190
9,698	30,494	13,467	44,042	19,965	67,387	29,017	99,925
7,143	21,300	8,730	27,008	11,186	35,834	14,658	48,322
8,344	24,731	11,581	35,718	17,162	54,651	24,936	81,040
6,150	17,275	7,513	21,903	9,622	29,061	12,604	39,190
7,028	18,885	9,749	27,275	14,438	41,733	20,972	61,884
5,184	13,191	6,330	16,726	8,102	22,192	10,608	29,926
5,944	9,391	8,239	13,563	12,196	20,752	17,707	30,772
4,389	6,559	5,355	8,317	6,850	11,035	8,964	14,881
4,047	12,604	5,598	18,204	8,270	27,852	11,993	41,301
2,997	8,804	3,650	11,163	4,659	14,811	6,087	19,973
2,152	6,302	2,957	9,102	4,346	13,926	6,280	20,651
1,606	4,402	1,945	5,581	2,470	7,405	3,212	9,986
3,096	-	4,312	-	6,408	-	9,328	-
2,272	-	2,784	-	3,576	-	4,696	-
1,548	-	2,156	-	3,204	-	4,664	-
1,136	-	1,392	-	1,788	-	2,348	-
387	-	539	-	801	-	1,166	-
284	-	348	-	447	-	587	-
(3～22歳) (2002.11.2～2022.11.1)							
(3～22歳) (2002.11.2～2022.11.1)							

- 半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。
- 配偶者、こども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の掛金は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

あんしん

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

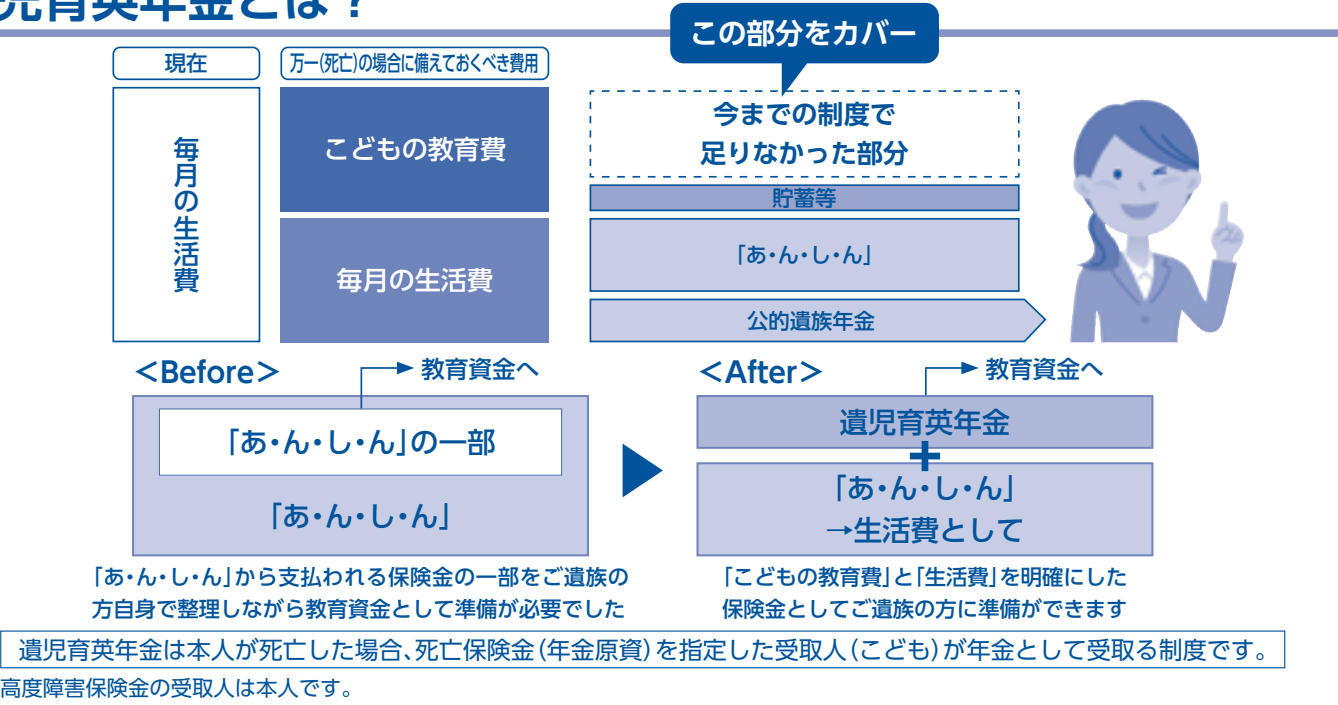
遺児育英年金について

組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの**教育費の準備**ができるようになりました。

「あ・ん・し・ん」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「あ・ん・し・ん」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「遺児育英年金」が付加できるようになりました。



遺児育英年金とは？



制度内容 本人が死亡・高度障害のとき 1コース 年金原資300万円

遺児育英年金の受取イメージ

17歳	年金受取年額 約60.6万円×5年	受取総額 約303万円	14歳	年金受取年額 約38.4万円×8年	受取総額 約307万円
9歳	年金受取年額 約24.2万円×13年	受取総額 約315万円			

遺児育英年金の受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金) 1コース 300万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
こども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただけます。(一時金での受取も可能です)

月額掛金

(単位：円)

本人保険年齢	掛金	
	男性	女性
18 - 35歳	285	183
36 - 40歳	363	306
41 - 45歳	492	375
46 - 50歳	705	531
51 - 55歳	1,026	717
56 - 60歳	1,482	909
61 - 65歳	2,268	1,206
66 - 70歳	3,363	1,626
71歳	4,401	2,157
72歳	4,869	2,403
73歳	5,412	2,691
74歳	6,042	3,009
75歳	6,786	3,354
76歳	7,662	3,744
77歳	8,697	4,200
78歳	9,918	4,752
79歳	11,328	5,418
80歳	12,921	6,216

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
【遺児育英年金の取扱い】
遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。
遺児育英年金のみの加入はできません。「あ・ん・し・ん」本人コースとセットで加入してください。
遺児育英年金は「あ・ん・し・ん」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。
- 期中の遺児育英年金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。
本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。また、こども遺児育英年金が加入条件の本人コースのみの継続はお取り扱いできません。

お取り扱いについて

加 入 資 格	本 人…現職の県費生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年5月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方） 配偶者…現職の県費生協組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年5月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方） 子ども…現職の県費生協組合員本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2025年5月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方
告 知 内 容	本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者・子ども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。 ※遺児育英年金ご加入に際しては、本人について告知ください。
保 険 期 間	●1年間（2025年5月1日～2026年4月30日）で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。
掛 金	●月払掛金は毎月の給与から控除します。（初回は5月分から）ボーナス掛金は7月、12月の給与にそれぞれ上乗せして控除します。（初回は7月分から）
配 当 金	●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。配当金の一部をシステム事務費等として控除しております。
継 続 加 入 の 取 扱 い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
申 込 方 法	●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html ）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 災害保険金については、この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（※）を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。 また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保 険 金 の お 支 払 い（続き）	なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠』によるものとします。 分類項目（基本分類コード） コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎〈ポリオ〉（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミヤ・コンゴ〈Crimean－Congo〉出血熱（A98.0）、マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病（A98.3）、エボラ〈Ebola〉ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）（U04） （注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。 （1）一類感染症、二類感染症または三類感染症 （2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 （3）指定感染症
高 度 障 害	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 高度障害状態とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ① 被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

お支払いできない場合について (解除・免責等) (続き)	3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)		
	(災害保障特約の災害保険金に対して)		
給付割合表	等級	身体障害の程度	給付割合
	第2級	8. 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
	第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
	第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	30%
	第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
	第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1 指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1 指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
第1 級は高度障害条項(7 項目)です			

保険会社からの お願い・ご注意	<保険金・給付金のご請求について> ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。
--------------------	--

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社



保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

配当金の一部をシステム事務費として控除しております。

保障内容	本 人・配偶者		本 人・配偶者・子ども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.76**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.77**意向確認
ご加入前
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
18～19歳 (2005.11.2～2007.11.1)	2,374	1,906	1,204	736
20～24歳 (2000.11.2～2005.11.1)	3,022	2,424	1,527	929
25～29歳 (1995.11.2～2000.11.1)	3,472	2,784	1,752	1,064
30～34歳 (1990.11.2～1995.11.1)	3,632	2,912	1,832	1,112
35～39歳 (1985.11.2～1990.11.1)	3,624	2,906	1,829	1,111
40～44歳 (1980.11.2～1985.11.1)	4,001	3,209	2,021	1,229
45～49歳 (1975.11.2～1980.11.1)	4,580	3,674	2,315	1,409
50～54歳 (1970.11.2～1975.11.1)	5,827	4,675	2,947	1,795
55～59歳 (1965.11.2～1970.11.1)	7,470	5,996	3,785	2,311
60～64歳 (1960.11.2～1965.11.1)	10,135	8,139	5,145	3,149
65～69歳 (1955.11.2～1960.11.1)	14,531	11,673	7,386	4,528

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2002.11.2以降に生まれた方)	1,290	784

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

退職後の取扱いについて

本人が満69歳6ヵ月まで退職後の継続加入ができます。ただし、生協組合員資格がある方に限ります。
配偶者についても本人とセットで満69歳6ヵ月までご加入いただけます。



意向確認
ご加入前
ご確認

医療支援プラスは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)
加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】
・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども
		5万円	2.5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.78**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.80**

加入取扱いに関するご注意

●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。



保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～20歳 (2004.11.2～2007.11.1)	548	311	443	258
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	478	276	628	351
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	488	281	863	468
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	523	298	968	521
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	638	356	948	511
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	783	428	928	501
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	1,013	543	1,013	543
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	1,313	693	1,143	608
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	1,783	928	1,343	708
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	2,398	1,236	1,663	868
66～69歳 (1955.11.2～1959.11.1)	2,783	1,428	2,098	1,086
70歳 (1954.11.2～1955.11.1)	2,983	1,528	2,318	1,196
71歳 (1953.11.2～1954.11.1)	3,098	1,586	2,433	1,253
72歳 (1952.11.2～1953.11.1)	3,228	1,651	2,548	1,311
73歳 (1951.11.2～1952.11.1)	3,363	1,718	2,663	1,368
74歳 (1950.11.2～1951.11.1)	3,518	1,796	2,788	1,431
75歳 (1949.11.2～1950.11.1)	3,673	1,873	2,913	1,493
76歳 (1948.11.2～1949.11.1)	3,828	1,951	3,038	1,556

医療支援プラス

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5 万円	2.5 万円	5 万円	2.5 万円
77歳 (1947.11.2～1948.11.1)	4,018	2,046	3,183	1,628
78歳 (1946.11.2～1947.11.1)	4,188	2,131	3,318	1,696
79歳 (1945.11.2～1946.11.1)	4,388	2,231	3,478	1,776

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～25歳 (1999.11.2以降に生まれた方)	368	



保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
配当金の一部をシステム事務費として控除しております。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容		10万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)	基準給付金 月額 10万円
	<主契約> [就業不能給付金]	
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)	
	<特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]	

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認
ご加入前
ご確認

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限りです。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.81**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.83**

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料（単位：円）
＜基本保障：主契約・特定精神障害給付特約＞

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	
18～20歳 (2004.11.2～2007.11.1)	1,020	
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	1,050	
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	1,060	
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	1,190	
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	1,290	
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	1,400	
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	1,690	
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	2,180	
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	3,120	
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	4,500	

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	
18～20歳 (2004.11.2～2007.11.1)	1,110	
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	1,100	
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	1,340	
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	1,510	
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	1,550	
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	1,780	
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	2,080	
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	2,250	
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	2,770	
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	3,690	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



意向確認
ご加入前
ご確認

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	500万円	300万円	200万円	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）				
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき				
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）				
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	250万円	150万円	100万円	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）				
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	30万円	20万円	10万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）				



（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	800万円
	急性心筋梗塞	●	●		750万円
	脳卒中	●	●		750万円
	重度の糖尿病		●		250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
	上皮内新生物			●	50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.73**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.93**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.88**

保険料

- 月額保険料（単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円＞
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
 - ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2004.11.2～ 2007.11.1)	790	325	65	474	195	39	316	130	26	158	65	13
21～25歳 (1999.11.2～ 2004.11.1)	1,045	350	65	627	210	39	418	140	26	209	70	13
26～30歳 (1994.11.2～ 1999.11.1)	1,070	400	70	642	240	42	428	160	28	214	80	14
31～35歳 (1989.11.2～ 1994.11.1)	1,315	525	80	789	315	48	526	210	32	263	105	16
36～40歳 (1984.11.2～ 1989.11.1)	1,770	675	100	1,062	405	60	708	270	40	354	135	20
41～45歳 (1979.11.2～ 1984.11.1)	2,440	975	150	1,464	585	90	976	390	60	488	195	30
46～50歳 (1974.11.2～ 1979.11.1)	4,055	1,700	235	2,433	1,020	141	1,622	680	94	811	340	47
51～55歳 (1969.11.2～ 1974.11.1)	6,710	2,700	360	4,026	1,620	216	2,684	1,080	144	1,342	540	72
56～60歳 (1964.11.2～ 1969.11.1)	10,490	4,600	620	6,294	2,760	372	4,196	1,840	248	2,098	920	124
61～65歳 (1959.11.2～ 1964.11.1)	16,335	7,325	1,135	9,801	4,395	681	6,534	2,930	454	3,267	1,465	227
66～70歳 (1954.11.2～ 1959.11.1)	24,170	10,575	1,740	14,502	6,345	1,044	9,668	4,230	696	4,834	2,115	348
71歳 (1953.11.2～ 1954.11.1)	30,410	13,025	2,075	18,246	7,815	1,245	12,164	5,210	830	6,082	2,605	415

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (1952.11.2～ 1953.11.1)	32,855	13,900	2,195	19,713	8,340	1,317	13,142	5,560	878	6,571	2,780	439
73歳 (1951.11.2～ 1952.11.1)	35,505	14,750	2,305	21,303	8,850	1,383	14,202	5,900	922	7,101	2,950	461
74歳 (1950.11.2～ 1951.11.1)	38,435	15,650	2,420	23,061	9,390	1,452	15,374	6,260	968	7,687	3,130	484
75歳 (1949.11.2～ 1950.11.1)	41,715	16,275	2,535	25,029	9,765	1,521	16,686	6,510	1,014	8,343	3,255	507
76歳 (1948.11.2～ 1949.11.1)	45,380	16,900	2,640	27,228	10,140	1,584	18,152	6,760	1,056	9,076	3,380	528
77歳 (1947.11.2～ 1948.11.1)	49,485	17,500	2,725	29,691	10,500	1,635	19,794	7,000	1,090	9,897	3,500	545
78歳 (1946.11.2～ 1947.11.1)	54,030	18,075	2,800	32,418	10,845	1,680	21,612	7,230	1,120	10,806	3,615	560
79歳 (1945.11.2～ 1946.11.1)	59,055	18,750	2,885	35,433	11,250	1,731	23,622	7,500	1,154	11,811	3,750	577

重病克服支援制度

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2004.11.2～ 2007.11.1)	665	325	75	399	195	45	266	130	30	133	65	15
21～25歳 (1999.11.2～ 2004.11.1)	790	375	125	474	225	75	316	150	50	158	75	25
26～30歳 (1994.11.2～ 1999.11.1)	995	500	160	597	300	96	398	200	64	199	100	32
31～35歳 (1989.11.2～ 1994.11.1)	1,405	725	225	843	435	135	562	290	90	281	145	45
36～40歳 (1984.11.2～ 1989.11.1)	2,050	1,100	305	1,230	660	183	820	440	122	410	220	61
41～45歳 (1979.11.2～ 1984.11.1)	2,980	1,825	400	1,788	1,095	240	1,192	730	160	596	365	80
46～50歳 (1974.11.2～ 1979.11.1)	3,750	2,375	500	2,250	1,425	300	1,500	950	200	750	475	100
51～55歳 (1969.11.2～ 1974.11.1)	4,895	3,025	515	2,937	1,815	309	1,958	1,210	206	979	605	103
56～60歳 (1964.11.2～ 1969.11.1)	6,025	4,025	595	3,615	2,415	357	2,410	1,610	238	1,205	805	119
61～65歳 (1959.11.2～ 1964.11.1)	8,540	4,775	805	5,124	2,865	483	3,416	1,910	322	1,708	955	161
66～70歳 (1954.11.2～ 1959.11.1)	11,270	6,375	905	6,762	3,825	543	4,508	2,550	362	2,254	1,275	181
71歳 (1953.11.2～ 1954.11.1)	13,980	7,250	990	8,388	4,350	594	5,592	2,900	396	2,796	1,450	198

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (1952.11.2～ 1953.11.1)	15,350	7,525	1,025	9,210	4,515	615	6,140	3,010	410	3,070	1,505	205
73歳 (1951.11.2～ 1952.11.1)	16,860	7,825	1,060	10,116	4,695	636	6,744	3,130	424	3,372	1,565	212
74歳 (1950.11.2～ 1951.11.1)	18,435	8,100	1,095	11,061	4,860	657	7,374	3,240	438	3,687	1,620	219
75歳 (1949.11.2～ 1950.11.1)	20,080	8,550	1,135	12,048	5,130	681	8,032	3,420	454	4,016	1,710	227
76歳 (1948.11.2～ 1949.11.1)	21,775	9,050	1,165	13,065	5,430	699	8,710	3,620	466	4,355	1,810	233
77歳 (1947.11.2～ 1948.11.1)	23,585	9,575	1,205	14,151	5,745	723	9,434	3,830	482	4,717	1,915	241
78歳 (1946.11.2～ 1947.11.1)	25,605	10,200	1,240	15,363	6,120	744	10,242	4,080	496	5,121	2,040	248
79歳 (1945.11.2～ 1946.11.1)	27,890	10,825	1,280	16,734	6,495	768	11,156	4,330	512	5,578	2,165	256

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

退職後の取扱いについて

本人が満79歳6ヵ月まで退職後の継続加入ができます。ただし、生協組合員資格がある方に限ります。
配偶者についても本人とセットで満79歳6ヵ月までご加入いただけます。



意向確認
ご加入前のご確認

基本コース(生命保険)は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。付加コース(損害保険)は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

保障内容等(契約概要部分)

基本コース(生命保険)

加入対象者 本人 配偶者

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-124日型、入院給付金日額5,000円】

保障内容	本 人・配偶者
	5,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき [疾病入院・三大疾病入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で 継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付金]	日額5,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付金]	日額5,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額5,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金]	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 5万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	50万円

付加コース(損害保険)

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護のみ)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本 人・配偶者
	5,000円
	A・B・C・Dコース
所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額5,000円 ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	B・Dコース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額5,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20万円

親介護をセットすることができます。

親介護	保障内容	P1 コース
	親が所定の要介護状態になったとき	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)
	[親介護保険金]	

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 P.85

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

基本コース(生命保険)

●月額保険料（単位：円）

<保険期間1年、集団扱月払>
<保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-124日型、入院給付金日額5,000円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本 人・配偶者	本 人・配偶者
	5,000円	5,000円
18～20歳 (2004.11.2～2007.11.1)	1,390	1,375
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	1,505	1,485
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	1,655	1,640
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	1,770	1,760
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	1,955	1,945
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	2,260	2,235
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	2,950	2,915
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	3,550	3,480
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	4,675	4,550
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	6,550	6,315
66～70歳 (1954.11.2～1959.11.1)	9,465	9,080

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本 人・配偶者	本 人・配偶者
	5,000円	5,000円
71歳 (1953.11.2～1954.11.1)	11,020	10,515
72歳 (1952.11.2～1953.11.1)	11,745	11,195
73歳 (1951.11.2～1952.11.1)	12,610	11,995
74歳 (1950.11.2～1951.11.1)	13,690	13,005
75歳 (1949.11.2～1950.11.1)	14,925	14,150
76歳 (1948.11.2～1949.11.1)	16,340	15,450
77歳 (1947.11.2～1948.11.1)	18,020	17,000
78歳 (1946.11.2～1947.11.1)	20,035	18,855
79歳 (1945.11.2～1946.11.1)	22,475	21,125

短期入院サポート

付加コース(損害保険)

- 月額保険料（単位：円）
＜入院保険金日額・手術基準日額：5,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞
・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本 人 A コース 配偶者 C コース	本 人 B コース 配偶者 D コース
	5,000 円	5,000 円
18 ～ 20 歳 (2004.11.2 ～ 2007.11.1)	130	390
21 ～ 25 歳 (1999.11.2 ～ 2004.11.1)	130	420
26 ～ 30 歳 (1994.11.2 ～ 1999.11.1)	150	570
31 ～ 35 歳 (1989.11.2 ～ 1994.11.1)	160	520
36 ～ 40 歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)	170	550
41 ～ 45 歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)	190	660
46 ～ 50 歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	250	830
51 ～ 55 歳 (1969.11.2 ～ 1974.11.1)	370	1,030
56 ～ 60 歳 (1964.11.2 ～ 1969.11.1)	520	1,260
61 ～ 65 歳 (1959.11.2 ～ 1964.11.1)	780	1,540
66 ～ 70 歳 (1954.11.2 ～ 1959.11.1)	1,270	2,040
71 ～ 75 歳 (1949.11.2 ～ 1954.11.1)	2,310	3,090
76 ～ 79 歳 (1945.11.2 ～ 1949.11.1)	4,400	5,190

親介護（単位：円） ＜親介護保険金額：100万円＞											
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	26～35歳 (1989.11.2 └ 1999.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 └ 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 └ 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 └ 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 └ 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 └ 1969.11.1)	61～65歳 (1959.11.2 └ 1964.11.1)	66～70歳 (1954.11.2 └ 1959.11.1)	71～75歳 (1949.11.2 └ 1954.11.1)	76～80歳 (1944.11.2 └ 1949.11.1)	81～85歳 (1939.11.2 └ 1944.11.1)
100万円 P1コース	10	10	10	30	60	120	270	550	1,170	2,490	5,300

退職後の取扱いについて

本人が満79歳6ヵ月まで退職後の継続加入ができます。ただし、生協組合員資格がある方に限ります。
配偶者についても本人とセットで満79歳6ヵ月までご加入いただけます。



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前
ご確認

ライフガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

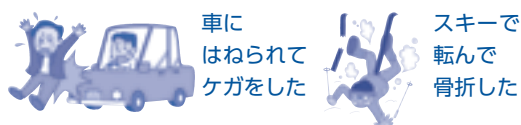
保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

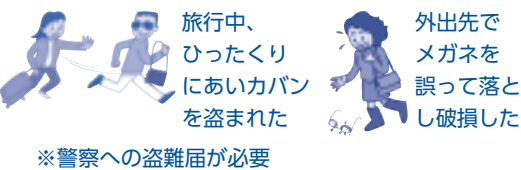
①傷害による入院・通院・手術保険金



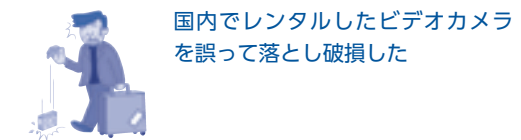
②賠償責任保険金



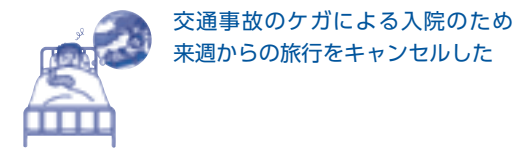
③携行品損害保険金



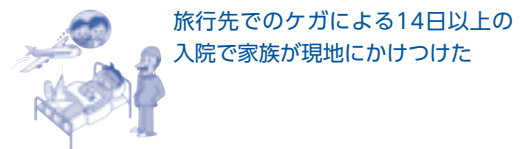
④レンタル用品賠償責任保険金



⑤キャンセル費用保険金



⑥救済者費用等保険金



天災によるケガも補償対象となります

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害が補償対象となります。

通院(傷害)も1日目から補償します

運動中は、もちろんのこと、日常生活でケガをしたとき、1日目からの通院を補償します。

あなたをワイドにお守りします

国内外を問わず、日常生活をはじめとして、テニスやゴルフなどのスポーツやレジャー中のケガ、他人への賠償事故、さらにスポーツ・レジャー用品などの携行品事故にも安心です。

～こんなとき保険金は支払われました～

36歳 男性 Aさんのケース(5コース)

【事 由】
テニスのプレー中にダッシュしたところ、足がもつれて右足首を捻挫してしまい、6日病院に通院した。

【支払保険金】
通院保険金
通院保険金日額 **2,900円×6日**
= **17,400円**

36歳 男性 Cさんのケース

【事 由】
信号待ちで停車していた自動車に、息子が自転車で追突し、バンパーに傷をつけてしまった。

【支払保険金】
賠償責任保険金
修理代 **57,463円**

21歳 男性 Bさんのケース

【事 由】
駅前を通行中、工事中のフェンスから出ていた針金にスーツ(半年前に36,000円で購入)を引っかけて、右袖に大きなき裂きができてしまった。(修理不能)

【支払保険金】
携行品損害保険金
時価額 **33,120円**－免責**3,000円**
※スーツの減価償却 **=30,120円**
率は年間最大16%
→半年で8%

27歳 女性 Dさんのケース

【事 由】
洗濯機のホースが外れていたのに気づかず洗濯したため、階下に水が漏れ、引越しのために荷造りされていた階下の住民の荷物の中まで洗濯水で汚してしまった。

【支払保険金】
賠償責任保険金
81,770円(階下の損害に限る)

身の回りに存在する、様々なリスクを補償します。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人	配偶者
		5コース	6コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,800円	日額 4,600円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2.4 または 4.8万円	2.3 または 4.6万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,900円	日額 2,800円
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]		10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		10,000万円 (注)	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]		30万円 (注)	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]		10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救済者費用等を負担した場合 [救済者費用等保険金]		150万円	150万円
月 額 保 険 料		1,130	1,020

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.74**

退職後の取扱いについて

本人が80歳6ヵ月まで退職後の継続加入ができます。ただし、生協組合員資格がある方に限ります。
配偶者についても本人とセットで80歳6ヵ月までご加入いただけます。



休職への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

ビッグライフは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人**

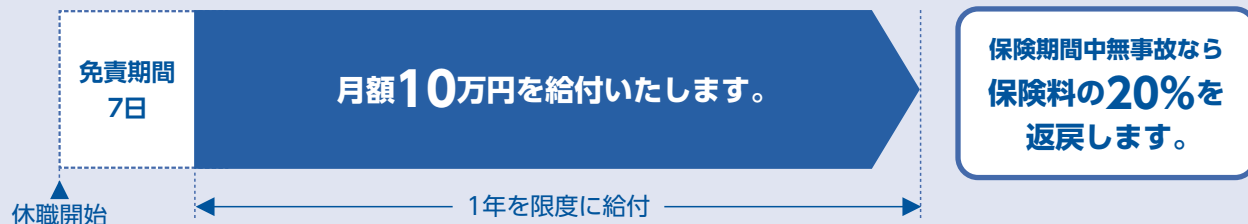
保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



● 月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 15万円 7コース	保険金月額 10万円 2コース
18～19歳 (2005.5.2～2006.11.1)	7日	1年	730	480
20～24歳 (2000.5.2～2005.5.1)			1,060	710
25～29歳 (1995.5.2～2000.5.1)			1,190	800
30～34歳 (1990.5.2～1995.5.1)			1,480	980
35～39歳 (1985.5.2～1990.5.1)			1,840	1,230
40～44歳 (1980.5.2～1985.5.1)			2,300	1,530
45～49歳 (1975.5.2～1980.5.1)			2,740	1,830
50～54歳 (1970.5.2～1975.5.1)			3,180	2,120
55～59歳 (1965.5.2～1970.5.1)			3,400	2,270
60～64歳 (1960.11.2～1965.5.1)			3,580	2,380

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.88



長期休職
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

ワイドライフは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害が継続した場合、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間
372日

月額最高**10万円**を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付*

* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

● 月額保険料 (単位：円)

・ 保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 3コース	保険金月額 10万円 3コース
18～24歳 (2000.5.2～2006.11.1)	372日	65歳	828	563
25～29歳 (1995.5.2～2000.5.1)			863	725
30～34歳 (1990.5.2～1995.5.1)			938	984
35～39歳 (1985.5.2～1990.5.1)			1,156	1,445
40～44歳 (1980.5.2～1985.5.1)			1,754	2,338
45～49歳 (1975.5.2～1980.5.1)			2,580	3,392
50～54歳 (1970.5.2～1975.5.1)			3,710	4,547
55～59歳 (1965.5.2～1970.5.1)	3年	3年	2,404	2,538
60～64歳 (1960.11.2～1965.5.1)			4,156	3,888

- ・ 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・ 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・ 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.89

月払コース(D～V)は保険年齢が71歳になる更新日(2025年5月1日)より死亡・高度障害保険金は自動的に減額され、いずれのコースも200万円となります(Xコース以外)。
【本人】の保険年齢が71歳となり死亡・高度障害保険金が200万円となった場合、【配偶者】の保険金額は【本人】の保険金額以下(100万円コース)へ自動的に減額となります。

掛金

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

申込 コース		性別	掛金 (円)									
			年齢【保険年齢】 (生年月日)									
			71 歳 (1953.11.2 ∟ 1954.11.1)		72 歳 (1952.11.2 ∟ 1953.11.1)		73 歳 (1951.11.2 ∟ 1952.11.1)		74 歳 (1950.11.2 ∟ 1951.11.1)		75 歳 (1949.11.2 ∟ 1950.11.1)	
			月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
月払コース	D	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	E	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	C	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	G	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	O	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	L	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	Q	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
	V	男性	3,124	-	3,436	-	3,798	-	4,218	-	4,714	-
		女性	1,628	-	1,792	-	1,984	-	2,196	-	2,426	-
月払＋ボーナス払併用コース	X	男性	2,319	-	2,553	-	2,824	-	3,139	-	3,511	-
		女性	1,197	-	1,320	-	1,464	-	1,623	-	1,795	-
	D1	男性	51,478	53,073	56,782	58,715	62,936	65,264	70,076	72,864	78,508	81,837
		女性	26,046	26,011	28,834	28,978	32,098	32,453	35,702	36,286	39,612	40,447
	E1	男性	42,436	106,058	46,804	117,332	51,872	130,419	57,752	145,606	64,696	163,536
		女性	21,492	51,979	23,788	57,908	26,476	64,851	29,444	72,511	32,664	80,826
	C1	男性	37,598	130,772	41,466	144,673	45,955	160,810	51,163	179,536	57,314	201,645
		女性	19,047	64,091	21,081	71,402	23,462	79,964	26,090	89,407	28,942	99,660
	G1	男性	32,306	106,058	35,629	117,332	39,484	130,419	43,957	145,606	49,240	163,536
		女性	16,374	51,979	18,120	57,908	20,165	64,851	22,423	72,511	24,872	80,826
	O1	男性	27,165	80,988	29,958	89,597	33,198	99,591	36,957	111,188	41,396	124,880
		女性	13,776	39,692	15,244	44,220	16,962	49,522	18,860	55,371	20,918	61,720
	L1	男性	22,932	40,272	25,287	44,553	28,020	49,522	31,191	55,289	34,936	62,097
		女性	11,637	19,737	12,875	21,989	14,325	24,625	15,925	27,533	17,662	30,691
	Q1	男性	15,522	54,051	17,114	59,797	18,960	66,467	21,102	74,206	23,631	83,345
		女性	7,893	26,491	8,729	29,512	9,708	33,051	10,790	36,954	11,963	41,192
配偶者	V1	男性	8,114	27,026	8,941	29,898	9,900	33,233	11,013	37,103	12,328	41,672
		女性	4,150	13,245	4,584	14,756	5,093	16,525	5,655	18,477	6,264	20,596
	800 万円	男性	12,096	-	13,344	-	14,792	-	16,472	-	18,456	-
		女性	6,112	-	6,768	-	7,536	-	8,384	-	9,304	-
	400 万円	男性	6,048	-	6,672	-	7,396	-	8,236	-	9,228	-
		女性	3,056	-	3,384	-	3,768	-	4,192	-	4,652	-
	100 万円	男性	1,512	-	1,668	-	1,849	-	2,059	-	2,307	-
		女性	764	-	846	-	942	-	1,048	-	1,163	-

- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

掛金 (円)									
年齢【保険年齢】 (生年月日)									
76 歳 (1948.11.2 ∟ 1949.11.1)		77 歳 (1947.11.2 ∟ 1948.11.1)		78 歳 (1946.11.2 ∟ 1947.11.1)		79 歳 (1945.11.2 ∟ 1946.11.1)		80 歳 (1944.11.2 ∟ 1945.11.1)	
月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
5,298	-	5,988	-	6,802	-	7,742	-	8,804	-
2,686	-	2,990	-	3,358	-	3,802	-	4,334	-
3,949	-	4,467	-	5,077	-	5,782	-	6,579	-
1,990	-	2,218	-	2,494	-	2,827	-	3,226	-
88,436	92,398	100,166	104,881	114,004	119,603	129,984	136,612	148,038	155,817
44,032	45,151	49,200	50,649	55,456	57,306	63,004	65,336	72,048	74,959
72,872	184,641	82,532	209,586	93,928	239,006	107,088	272,994	121,956	311,373
36,304	90,227	40,560	101,214	45,712	114,516	51,928	130,562	59,376	149,793
64,555	227,667	73,111	258,425	83,205	294,700	94,861	336,609	108,030	383,931
32,166	111,252	35,936	124,800	40,499	141,201	46,005	160,986	52,602	184,699
55,459	184,641	62,808	209,586	71,477	239,006	81,488	272,994	92,798	311,373
27,641	90,227	30,879	101,214	34,798	114,516	39,527	130,562	45,193	149,793
46,623	140,995	52,798	160,044	60,083	182,510	68,496	208,464	78,001	237,771
23,245	68,899	25,966	77,289	29,260	87,447	33,233	99,700	37,995	114,385
39,345	70,111	44,555	79,583	50,701	90,754	57,798	103,660	65,816	118,233
19,625	34,260	21,920	38,433	24,698	43,483	28,051	49,576	32,067	56,879
26,610	94,100	30,129	106,813	34,280	121,807	39,074	139,129	44,490	158,688
13,289	45,983	14,839	51,583	16,716	58,362	18,980	66,540	21,693	76,340
13,875	47,050	15,704	53,407	17,861	60,903	20,352	69,564	23,166	79,344
6,953	22,992	7,759	25,791	8,734	29,181	9,911	33,270	11,321	38,170
20,792	-	23,552	-	26,808	-	30,568	-	34,816	-
10,344	-	11,560	-	13,032	-	14,808	-	16,936	-
10,396	-	11,776	-	13,404	-	15,284	-	17,408	-
5,172	-	5,780	-	6,516	-	7,404	-	8,468	-
2,599	-	2,944	-	3,351	-	3,821	-	4,352	-
1,293	-	1,445	-	1,629	-	1,851	-	2,117	-

- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者、災害保障特約の掛金は月払のみです。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 記載の本人掛金には月払(Xコースは50円、その他コースは100円)の制度運営費が含まれています。

新規・コース変更での加入取扱が出来ないコースです。
※新規・コース変更での加入取扱が可能なコースについては、P 18～24をご確認ください。

保 障 内 容

月払コース(A～U)は、保険年齢が66歳および71歳になる更新日(2025年5月1日)より、死亡・高度障害保険金は自動的に減額され、いずれのコースも66歳で400万円、71歳で200万円となります。

今回更新時に保険年齢66歳になる方で〈月払＋ボーナス払併用コース〉に加入の場合は(死亡・高度障害保険金額) 400万円への変更手続きが必要となります。所定の申込書にて〈月払コース(Vコース)〉への変更の手続きをお願いします。

本人はXコース(死亡・高度障害保険金額150万円)への変更も可能です。(同パンフレット18～24ページ参照)

〈月払＋ボーナス払併用コース〉【保険年齢18歳～65歳】

本 人													
申込 コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による				
	一時金で 受取られる場合	年金形式で受取られる場合							死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】 (万円)	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】 (万円)	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 (円)	
		一時金 (死亡・ 高度障害 保険金) (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
							月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)					合計 (万円)
A1	3,996	25	12.0	16.3	4,444	3,260	736	3,996	978	978	97～684	14,670	
B1	3,993	25	9.7	30.5	4,441	2,620	1,373	3,993	786	786	78～550	11,790	
F1	3,823	20	11.9	32.3	4,151	2,630	1,193	3,823	789	789	78～552	11,835	
H1	2,007	20	6.3	16.2	2,179	1,410	597	2,007	423	423	42～296	6,345	
I1	3,998	15	15.7	46.9	4,239	2,670	1,328	3,998	801	801	80～560	12,015	

本人												
申込 コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による			
	一時金で 受取られる場合 一時金 (死亡・ 高度障害 保険金) (万円)	年金形式で受取られる場合							死亡・特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】 (万円)	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】 (万円)	5日以上の 入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
		年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
						月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)	合計 (万円)				
K1	3,045	15	12.6	31.9	3,228	2,140	905	3,045	642	642	64～449	9,630
M1	1,543	15	6.4	16.0	1,635	1,090	453	1,543	327	327	32～228	4,905
N1	3,141	10	19.2	47.1	3,250	2,230	911	3,141	669	669	66～468	10,035
P1	2,501	20	7.1	24.7	2,715	1,590	911	2,501	477	477	47～333	7,155
R1	1,064	10	6.5	15.7	1,100	760	304	1,064	228	228	22～159	3,420
S1	1,586	5	19.0	46.0	1,601	1,130	456	1,586	339	339	33～237	5,085
T1	1,376	7	11.1	33.2	1,403	920	456	1,376	276	276	27～193	4,140
U1	1,054	5	12.6	30.7	1,064	750	304	1,054	225	225	22～157	3,375

あ・ん・し・ん 既加入者専用コース

〈月払コース〉【保険年齢18歳～65歳】

本人												
申込 コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による			
	一時金で 受取られる場合 一時金 (死亡・ 高度障害 保険金) (万円)	年金形式で受取られる場合							死亡・特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】 (万円)	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】 (万円)	5日以上 の入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
		年金 受取 期間 (年)	年金 月額 給付 (約 万円)	ボーナス 給付 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)						
						月額部分 (万円)	ボーナス 部分 (万円)	合計 (万円)				
A	3,260	25	12.0	-	3,626	3,260	-	3,260	978	978	97～684	14,670
B	2,620	25	9.7	-	2,914	2,620	-	2,620	786	786	78～550	11,790
F	2,630	20	11.9	-	2,856	2,630	-	2,630	789	789	78～552	11,835
H	1,410	20	6.3	-	1,531	1,410	-	1,410	423	423	42～296	6,345
I	2,670	15	15.7	-	2,831	2,670	-	2,670	801	801	80～560	12,015
K	2,140	15	12.6	-	2,269	2,140	-	2,140	642	642	64～449	9,630
M	1,090	15	6.4	-	1,155	1,090	-	1,090	327	327	32～228	4,905
N	2,230	10	19.2	-	2,308	2,230	-	2,230	669	669	66～468	10,035
P	1,590	20	7.1	-	1,726	1,590	-	1,590	477	477	47～333	7,155
R	760	10	6.5	-	786	760	-	760	228	228	22～159	3,420
S	1,130	5	19.0	-	1,141	1,130	-	1,130	339	339	33～237	5,085
T	920	7	11.1	-	938	920	-	920	276	276	27～193	4,140
U	750	5	12.6	-	757	750	-	750	225	225	22～157	3,375

〈月払コース〉【保険年齢66歳～70歳】

本人					
申込 コース	一般の死亡・ 高度障害	不慮の事故による			
	【死亡・高度 障害保険金】 (年金原資) (万円)	死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上 の入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】
		(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)
A～U	400	120	120	12～ 84	1,800

〈月払コース〉【保険年齢71歳～80歳】

本人					
申込 コース	一般の死亡・ 高度障害	不慮の事故による			
	【死亡・高度 障害保険金】 (年金原資) (万円)	死亡、特定 感染症に よる死亡 (死亡保険 金の上乗せ として) 【災害保険金】	高度障害 (高度障害 保険金の 上乗せとして) 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金 (給付割合表 第2級～ 第6級)】	5日以上 の入院 (120日を 限度として) 【入院給付金】
		(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)
A～U	200	60	60	6～ 42	900

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボ－ナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者、こども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の掛金は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボ－ナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボ－ナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

掛金

本 人										
申込 コース		性別	掛金（円）							
			年齢【保険年齢】（生年月日）							
			18 ～ 35 歳 (1989.11.2 ～ 2007.11.1)		36 ～ 40 歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)		41 ～ 45 歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)		46 ～ 50 歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	
			月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
〈月払＋ボーナス払併用コース〉	A1	男性	4,664	4,239	5,512	5,395	6,913	7,316	9,228	10,481
		女性	3,556	2,723	4,892	4,548	5,642	5,579	7,337	7,897
	B1	男性	3,768	7,908	4,449	10,064	5,576	13,648	7,436	19,552
		女性	2,877	5,080	3,951	8,485	4,554	10,407	5,916	14,732
	F1	男性	3,783	6,872	4,466	8,745	5,597	11,858	7,465	16,988
		女性	2,888	4,414	3,967	7,373	4,572	9,043	5,939	12,801
	H1	男性	2,075	3,439	2,441	4,376	3,047	5,934	4,049	8,501
		女性	1,595	2,209	2,173	3,689	2,498	4,525	3,231	6,406
	I1	男性	3,839	7,649	4,533	9,734	5,681	13,200	7,577	18,911
		女性	2,931	4,914	4,025	8,207	4,640	10,066	6,028	14,249
	K1	男性	3,096	5,213	3,652	6,634	4,573	8,996	6,092	12,887
		女性	2,368	3,349	3,246	5,593	3,738	6,860	4,851	9,711
	M1	男性	1,627	2,609	1,910	3,320	2,379	4,503	3,153	6,451
		女性	1,256	1,676	1,703	2,800	1,954	3,434	2,520	4,861
	N1	男性	3,223	5,247	3,802	6,678	4,761	9,055	6,345	12,973
		女性	2,464	3,371	3,379	5,630	3,892	6,905	5,051	9,775
	P1	男性	2,327	5,247	2,740	6,678	3,424	9,055	4,553	12,973
		女性	1,786	3,371	2,438	5,630	2,804	6,905	3,630	9,775
	R1	男性	1,164	1,751	1,362	2,228	1,688	3,022	2,228	4,329
		女性	906	1,125	1,217	1,879	1,392	2,304	1,787	3,262
	S1	男性	1,683	2,627	1,976	3,342	2,462	4,533	3,265	6,493
		女性	1,298	1,687	1,762	2,818	2,022	3,456	2,609	4,893
	T1	男性	1,388	2,627	1,627	3,342	2,023	4,533	2,676	6,493
		女性	1,075	1,687	1,452	2,818	1,664	3,456	2,142	4,893
	U1	男性	1,151	1,751	1,346	2,228	1,668	3,022	2,201	4,329
		女性	896	1,125	1,203	1,879	1,376	2,304	1,766	3,262

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 記載の本人掛金には月払（Xコースは50円、その他コースは100円）の制度運営費が含まれています。

今回更新時に保険年齢66歳になる方で〈月払＋ボーナス払併用コース〉に加入の場合は（死亡・高度障害保険金額）400万円への変更手続きが必要となります。所定の申込書にて〈月払コース（Vコース）〉への変更の手続きをお願いします。
本人はXコース（死亡・高度障害保険金額150万円）への変更も可能です。（同パンフレット18～24ページ参照）

本人								
掛金（円）								
年齢【保険年齢】（生年月日）								
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)		56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)		61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)		66～70歳 (1954.11.2～1959.11.1)		
月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	
12,716	15,257	17,671	22,036	26,213	33,716	38,112	49,996	
9,358	10,657	11,445	13,513	14,672	17,929	19,236	24,178	
10,239	28,462	14,222	41,108	21,086	62,897	30,649	93,268	
7,541	19,881	9,218	25,208	11,811	33,446	15,479	45,103	
10,279	24,731	14,276	35,718	21,167	54,651	30,766	81,040	
7,570	17,275	9,253	21,903	11,857	29,061	15,539	39,190	
5,557	12,376	7,700	17,874	11,395	27,349	16,541	40,554	
4,105	8,645	5,007	10,961	6,403	14,543	8,377	19,611	
10,433	27,529	14,492	39,760	21,487	60,836	31,233	90,211	
7,683	19,229	9,392	24,382	12,035	32,350	15,773	43,625	
8,382	18,761	11,635	27,096	17,241	41,458	25,052	61,477	
6,178	13,104	7,547	16,616	9,666	22,046	12,662	29,729	
4,319	9,391	5,976	13,563	8,831	20,752	12,810	30,772	
3,196	6,559	3,894	8,317	4,973	11,035	6,499	14,881	
8,731	18,885	12,120	27,275	17,963	41,733	26,102	61,884	
6,434	13,191	7,861	16,726	10,069	22,192	13,191	29,926	
6,254	18,885	8,671	27,275	12,836	41,733	18,640	61,884	
4,616	13,191	5,634	16,726	7,208	22,192	9,434	29,926	
3,041	6,302	4,196	9,102	6,188	13,926	8,962	20,651	
2,258	4,402	2,745	5,581	3,497	7,405	4,561	9,986	
4,474	9,453	6,191	13,653	9,152	20,889	13,276	30,976	
3,310	6,603	4,033	8,372	5,152	11,108	6,734	14,980	
3,660	9,453	5,059	13,653	7,469	20,889	10,827	30,976	
2,713	6,603	3,302	8,372	4,212	11,108	5,500	14,980	
3,003	6,302	4,143	9,102	6,108	13,926	8,846	20,651	
2,231	4,402	2,711	5,581	3,453	7,405	4,503	9,986	

本 人												
申込 コース		性別	掛金 (円)									
			年齢【保険年齢】 (生年月日)									
			71 歳 (1953.11.2 ∫ 1954.11.1)		72 歳 (1952.11.2 ∫ 1953.11.1)		73 歳 (1951.11.2 ∫ 1952.11.1)		74 歳 (1950.11.2 ∫ 1951.11.1)		75 歳 (1949.11.2 ∫ 1950.11.1)	
			月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
〈月払＋ボーナス払併用コース〉	A1	男性	49,391	65,430	54,477	72,386	60,377	80,460	67,223	89,829	75,308	100,891
		女性	25,006	32,068	27,680	35,725	30,809	40,009	34,265	44,734	38,014	49,864
	B1	男性	39,714	122,060	43,802	135,035	48,544	150,096	54,046	167,575	60,543	188,211
		女性	20,117	59,822	22,265	66,645	24,780	74,636	27,558	83,451	30,571	93,021
	F1	男性	39,866	106,058	43,969	117,332	48,729	130,419	54,252	145,606	60,775	163,536
		女性	20,194	51,979	22,350	57,908	24,875	64,851	27,663	72,511	30,687	80,826
	H1	男性	21,420	53,073	23,619	58,715	26,171	65,264	29,132	72,864	32,629	81,837
		女性	10,873	26,011	12,029	28,978	13,383	32,453	14,877	36,286	16,499	40,447
	I1	男性	40,471	118,059	44,636	130,609	49,469	145,177	55,076	162,082	61,697	182,042
		女性	20,499	57,861	22,689	64,461	25,252	72,190	28,082	80,716	31,153	89,972
	K1	男性	32,457	80,455	35,795	89,007	39,669	98,935	44,163	110,455	49,470	124,057
		女性	16,450	39,431	18,204	43,929	20,259	49,196	22,527	55,006	24,988	61,314
	M1	男性	16,581	40,272	18,282	44,553	20,255	49,522	22,544	55,289	25,247	62,097
		女性	8,428	19,737	9,322	21,989	10,368	24,625	11,524	27,533	12,777	30,691
	N1	男性	33,818	80,988	37,297	89,597	41,333	99,591	46,016	111,188	51,547	124,880
		女性	17,138	39,692	18,966	44,220	21,107	49,522	23,471	55,371	26,035	61,720
	P1	男性	24,141	80,988	26,622	89,597	29,500	99,591	32,839	111,188	36,782	124,880
		女性	12,248	39,692	13,552	44,220	15,078	49,522	16,764	55,371	18,592	61,720
	R1	男性	11,591	27,026	12,777	29,898	14,152	33,233	15,748	37,103	17,633	41,672
		女性	5,906	13,245	6,530	14,756	7,259	16,525	8,065	18,477	8,939	20,596
	S1	男性	17,186	40,538	18,949	44,848	20,994	49,850	23,367	55,655	26,170	62,508
		女性	8,734	19,868	9,660	22,134	10,745	24,788	11,943	27,716	13,242	30,894
	T1	男性	14,010	40,538	15,446	44,848	17,111	49,850	19,043	55,655	21,324	62,508
		女性	7,129	19,868	7,883	22,134	8,766	24,788	9,742	27,716	10,800	30,894
	U1	男性	11,441	27,026	12,611	29,898	13,968	33,233	15,543	37,103	17,403	41,672
		女性	5,831	13,245	6,446	14,756	7,166	16,525	7,961	18,477	8,823	20,596

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回到って精算いたします。
- 記載の本人掛金には月払(Xコースは50円、その他コースは100円)の制度運営費が含まれています。

本人											
掛金 (円)											
年齢【保険年齢】 (生年月日)											
76 歳 (1948.11.2 ∟ 1949.11.1)		77 歳 (1947.11.2 ∟ 1948.11.1)		78 歳 (1946.11.2 ∟ 1947.11.1)		79 歳 (1945.11.2 ∟ 1946.11.1)		80 歳 (1944.11.2 ∟ 1945.11.1)			
月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払
84,827	113,911	96,074	129,300	109,343	147,450	124,665	168,419	141,975	192,096		
42,252	55,664	47,207	62,442	53,205	70,649	60,443	80,548	69,114	92,412		
68,194	212,499	77,233	241,209	87,896	275,067	100,210	314,184	114,122	358,353		
33,977	103,840	37,959	116,485	42,780	131,794	48,596	150,261	55,565	172,394		
68,454	184,641	77,528	209,586	88,232	239,006	100,593	272,994	114,558	311,373		
34,106	90,227	38,104	101,214	42,943	114,516	48,782	130,562	55,778	149,793		
36,746	92,398	41,611	104,881	47,350	119,603	53,977	136,612	61,464	155,817		
18,332	45,151	20,475	50,649	23,069	57,306	26,200	65,336	29,950	74,959		
69,494	205,535	78,705	233,303	89,572	266,052	102,121	303,886	116,299	346,608		
34,624	100,437	38,682	112,668	43,595	127,475	49,522	145,336	56,624	166,744		
55,719	140,067	63,102	158,990	71,811	181,308	81,869	207,091	93,233	236,205		
27,770	68,445	31,023	76,780	34,961	86,871	39,711	99,043	45,404	113,632		
28,430	70,111	32,190	79,583	36,626	90,754	41,749	103,660	47,537	118,233		
14,194	34,260	15,851	38,433	17,857	43,483	20,276	49,576	23,176	56,879		
58,058	140,995	65,752	160,044	74,828	182,510	85,309	208,464	97,150	237,771		
28,934	68,899	32,324	77,289	36,427	87,447	41,378	99,700	47,310	114,385		
41,425	140,995	46,910	160,044	53,381	182,510	60,854	208,464	69,297	237,771		
20,659	68,899	23,076	77,289	26,002	87,447	29,531	99,700	33,761	114,385		
19,852	47,050	22,474	53,407	25,568	60,903	29,140	69,564	33,175	79,344		
9,927	22,992	11,082	25,791	12,480	29,181	14,168	33,270	16,189	38,170		
29,469	70,575	33,368	80,110	37,967	91,355	43,278	104,346	49,278	119,016		
14,711	34,487	16,429	38,687	18,508	43,771	21,017	49,905	24,023	57,255		
24,011	70,575	27,185	80,110	30,929	91,355	35,253	104,346	40,138	119,016		
11,996	34,487	13,394	38,687	15,087	43,771	17,129	49,905	19,576	57,255		
19,593	47,050	22,181	53,407	25,233	60,903	28,758	69,564	32,741	79,344		
9,798	22,992	10,938	25,791	12,318	29,181	13,983	33,270	15,978	38,170		

本人										
申込 コース		性別	掛金（円）							
			年齢【保険年齢】（生年月日）							
			18～35歳 (1989.11.2 ～ 2007.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 ～ 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 ～ 1969.11.1)	61～65歳 (1959.11.2 ～ 1964.11.1)	66～70歳 (1954.11.2 ～ 1959.11.1)
月払コース	A	男性	4,664	5,512	6,913	9,228	12,716	17,671	26,213	4,764
		女性	3,556	4,892	5,642	7,337	9,358	11,445	14,672	2,448
	B	男性	3,768	4,449	5,576	7,436	10,239	14,222	21,086	4,764
		女性	2,877	3,951	4,554	5,916	7,541	9,218	11,811	2,448
	F	男性	3,783	4,466	5,597	7,465	10,279	14,276	21,167	4,764
		女性	2,888	3,967	4,572	5,939	7,570	9,253	11,857	2,448
	H	男性	2,075	2,441	3,047	4,049	5,557	7,700	11,395	4,764
		女性	1,595	2,173	2,498	3,231	4,105	5,007	6,403	2,448
	I	男性	3,839	4,533	5,681	7,577	10,433	14,492	21,487	4,764
		女性	2,931	4,025	4,640	6,028	7,683	9,392	12,035	2,448
	K	男性	3,096	3,652	4,573	6,092	8,382	11,635	17,241	4,764
		女性	2,368	3,246	3,738	4,851	6,178	7,547	9,666	2,448
	M	男性	1,627	1,910	2,379	3,153	4,319	5,976	8,831	4,764
		女性	1,256	1,703	1,954	2,520	3,196	3,894	4,973	2,448
	N	男性	3,223	3,802	4,761	6,345	8,731	12,120	17,963	4,764
		女性	2,464	3,379	3,892	5,051	6,434	7,861	10,069	2,448
	P	男性	2,327	2,740	3,424	4,553	6,254	8,671	12,836	4,764
		女性	1,786	2,438	2,804	3,630	4,616	5,634	7,208	2,448
	R	男性	1,164	1,362	1,688	2,228	3,041	4,196	6,188	4,764
		女性	906	1,217	1,392	1,787	2,258	2,745	3,497	2,448
	S	男性	1,683	1,976	2,462	3,265	4,474	6,191	9,152	4,764
		女性	1,298	1,762	2,022	2,609	3,310	4,033	5,152	2,448
	T	男性	1,388	1,627	2,023	2,676	3,660	5,059	7,469	4,764
		女性	1,075	1,452	1,664	2,142	2,713	3,302	4,212	2,448
	U	男性	1,151	1,346	1,668	2,201	3,003	4,143	6,108	4,764
		女性	896	1,203	1,376	1,766	2,231	2,711	3,453	2,448

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 記載の本人掛金には月払(Xコースは50円、その他コースは100円)の制度運営費が含まれています。

本人										
掛金（円）										
年齢【保険年齢】（生年月日）										
71歳 (1953.11.2 ～ 1954.11.1)	72歳 (1952.11.2 ～ 1953.11.1)	73歳 (1951.11.2 ～ 1952.11.1)	74歳 (1950.11.2 ～ 1951.11.1)	75歳 (1949.11.2 ～ 1950.11.1)	76歳 (1948.11.2 ～ 1949.11.1)	77歳 (1947.11.2 ～ 1948.11.1)	78歳 (1946.11.2 ～ 1947.11.1)	79歳 (1945.11.2 ～ 1946.11.1)	80歳 (1944.11.2 ～ 1945.11.1)	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	
3,124	3,436	3,798	4,218	4,714	5,298	5,988	6,802	7,742	8,804	
1,628	1,792	1,984	2,196	2,426	2,686	2,990	3,358	3,802	4,334	

月払コース(A～U)は、保険年齢が66歳および71歳になる更新日(2024年5月1日)より、死亡・高度障害保険金は自動的に減額され、いずれのコースも66歳で400万円、71歳で200万円となります。

【本人】の保険年齢が66歳となり死亡・高度障害保険金が400万円となった場合、【配偶者】の保険年齢は【本人】の保険金額以下(400万円コース)へ自動的に減額となります。同様に【本人】の保険年齢が71歳となり死亡・高度障害保険金が200万円となった場合、【配偶者】の保険年齢は【本人】の保険金額以下(100万円コース)へ自動的に減額となります。

ご注意いただきたいこと

救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)
-----------	---	--

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - ・反外母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位[※]を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等を含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。)
3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合	
	●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害	など

携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
レンタル用品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠・出産、早産、流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救援者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療支援プラス

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乘せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の（1）および（2）をいいます。
 - （1）平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髓異形成症候群（D46）、慢性骨髓増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- （2）平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
（注）国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回

(注1)「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院
「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。
対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
心理的発達の障害	F80－F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、に、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(注1)精神障害
「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(※2)	F10－F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
知的障害<精神遅滞>	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。
(※2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

短期入院サポート<基本コース(生命保険)>

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は124日分、通算1,095日分がお支払限度です。

疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は124日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
 - 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
 - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
 - 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療保障保険の記載を参照ください。
 - 【入院中に保険期間が満了した場合】
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
 - 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。
- <ご注意>
- 【三大疾病の治療を目的とした入院について】
- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院124日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

短期入院サポート<付加コース(損害保険)>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し124日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
 - 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

- 三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)び高血圧性障害 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
------------------------	--

足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

重病克服支援制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

ビッグライフ

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)(イ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
^(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

ワイドライフ

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(373日目)	満65歳に達した日 [*]
満55歳以上の方		3年を限度 [*]

- ※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

- 就業障害とは、下記の状態をいいます。
- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
 - 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります^{*}。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

- 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
- * 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
 - ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - * 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
^(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99 例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

ライフガード・ビッグライフ・ワイドライフ

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)
^(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療支援プラス・就業不能サポート

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情^注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - * 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - * 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

短期入院サポート＜基本コース（生命保険）＞・重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
- * 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- * 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

ライフガード・短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

- ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
 - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート＜基本コース（生命保険）＞・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

ライフガード・短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

- 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日^注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
^注下線部分について
 - 【ライフガード】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
 - 【ワイドライフ】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
 - 【ビッグライフ】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」
- となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

- 告知の大切さについて、ご確認ください。
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

短期入院サポート＜基本コース（生命保険）＞・重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

ライフガード・短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。

保険契約の解除について

ライフガード・短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療保障保険・医療支援プラス・就業不能サポート・短期入院サポート＜基本コース（生命保険）＞・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】
●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ライフガード・短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808（ナビダイヤル（有料））
※ナビダイヤルでは各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

【ライフガード】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
【短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ・ワイドライフ】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・医療支援プラス

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。
【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日
※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

ライフガード・ワイドライフ

高知県学校用品株式会社 電話番号：088-846-1062
（明治安田損害保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社委託代理店）
明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811
（明治安田損害保険株式会社委託代理店）

短期入院サポート＜付加コース（損害保険）＞・ビッグライフ

高知県学校用品株式会社 電話番号：088-846-1062
明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

SI-S 事故連絡票 (傷害・物損)
高知県学校生活協同組合
加入者: フリガナ
被保険者: フリガナ
事故日: 年 月 日
事故地: 都道府県
事故状況:
傷害:
治療見込み:
損害品名:
購入金額:
修理状況:
修理代:
損害区分:

SI-S 事故連絡票 (賠償責任保険)
高知県学校生活協同組合
加入者: フリガナ
被保険者: フリガナ
事故日: 年 月 日
事故地: 都道府県
事故状況:
賠償責任:
損害品:
被害者:
治療見込み:

手続き
かんたん

入院・手術給付金等の Web請求のご案内

このたびのご療養につきましては、心よりお見舞い申し上げます。
入院や手術に伴う給付金等は、団体保険専用ポータルサイト
「みんなのMYポータル」にてWeb請求いただけます。
本ご案内をご一読のうえ、この機会にぜひご利用ください。



■ご確認ください■

1. ご利用対象

Web請求のご利用対象は、下表の保険商品で、従業員・所属員本人が受取人となる給付金（保険金）のご請求です。
（下図の「○」に該当の方）

保険商品	ご加入者		
	本人	配偶者	子ども
①医療保障保険、医療支援プラス	○	○	○
②あ・ん・し・ん、短期入院サポート（基本コース）	○	×	×
③短期入院サポート（付加コース）【損害保険】	○	×	×

※ご加入商品が不明な場合は、「みんなのMYポータル」のご加入内容一覧や「ご加入内容のお知らせ」をご確認いただくか、企業・団体窓口にお問い合わせください

2. 手続き可能な給付金（保険金）

Web請求いただけるのは、以下の給付金（保険金）です。

- ☒ 入院に対する給付金（保険金） ☒ 手術や放射線治療などに対する給付金（保険金）

ただし、次のいずれかに該当する場合はWeb請求できません。該当する場合は、企業・団体窓口にて所定請求書類をご依頼いただき、書面でお手続きください。

- ・短期入院サポート（付加コース）【損害保険】の女性疾病入院保険金または女性疾病手術保険金で悪性新生物（がん）を原因とするご請求の場合
- ・高度障害保険金、特定疾病保険金、集中治療給付金や先進医療給付金等を同時にご請求の場合
- ・従業員・所属員本人以外が受取人になる給付金（保険金）を同時にご請求の場合
- ・入院日や手術日が3年以上前の日付のご請求の場合

1. はじめに

Web請求のご利用には、「みんなのMYポータル」への登録が必要です

～未登録の方は新規登録してください～

（表面）（はがきシーラー）（中面）

新規登録の詳細は
動画をご確認ください
（約2分）

<https://www.meijiyasuda-minmyetuduki-kanyosyawn.jp/001/>

※「はがきシーラー」が手元にない場合は、企業・団体窓口にお問い合わせください

2. ご用意いただく書類とご提出方法

- (1) 領収書
- (2) 診療明細書
- (3) 入院診療計画書
- (4) 手術同意書

- *1: 書類が20枚を超える場合はWeb請求できませんので書面でお手続きください
- *2: ファイル形式（拡張子）は「.jpg」「.jpeg」「.png」「.gif」、ファイルサイズは1ファイルあたり8MBまでとなります
※iPhone7以降等をご利用の場合、「カメラ」の設定画面から「フォーマット」を「互換性優先」に変更してください

必要書類をご用意いただき、スマートフォンやタブレットのカメラ機能を利用して撮影してください。

<参考>お手続きの流れを確認

- (1) 事前準備および手続画面までの流れを
動画でご確認ください（約3分）



<https://www.meijiyasuda-minmyseikyu-junbi.jp/>

- (2) 必要書類のアップロード（画像の追加）手順を
動画でご確認ください（約2分）



<https://www.meijiyasuda-minmyseikyu-upload.jp/>

3. お手続きの開始

- (1) 「みんなのMYポータル」にログイン
- (2) 手続画面の説明に沿って必須項目を入力
- (3) 必要書類をアップロード（画像の追加）

「みんなのMYポータル」ログイン画面へ

<https://be7.meijiyasuda.co.jp>



留意事項

- ・Web請求できる給付金（保険金）についても、従来どおり書面でご請求いただけます。
- ・Web請求できない保険金や給付金のご請求が同時にある場合は、書面でご請求ください。
- ・Web請求手続後の不備やご請求案内については、従来どおり企業・団体窓口から書面で通知いたします。その後のお手続きについても書面で行ないます。
- ・Web請求の申請・承認手続きが正しく行なわれた場合でも、給付金をお支払いできないことがあります。

明治安田生命

明治安田生命保険相互会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

発行元 明治安田生命保険相互会社 西園公法人営業推進部 担当先 高知県学校生活協同組合 0120-70-4124

JS22506 79960 2023.02 (2023.03 改訂)

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

高知県学校生活協同組合 総務課

0120-70-4124

〒781-0014 高知県高知市薊野南町20-13

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00～17:00まで

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00～17:00まで

MY-00-00-00-000000 MY-00-00-00-000000 MY-00-00-00-000000 MY-00-00-00-000000 MY-00-00-00-000000 MY-00-00-00-000000

MY-A-●-団-●●●●●● MYG-00-00-00-000 MYG-00-00-00-000